

漁業災害補償法の 見直しについて

水産庁漁政部漁業保険管理官
おんまやしき ひろし
御厩敷 寛



はじめに

本誌読者の皆様はじめ関係者の皆様には、日頃から漁業共済制度の運営に多大な御理解と御協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。漁業共済制度は関係者の皆様の御支援、御協力のお陰で、令和6年には昭和39年の創設から60周年の節目を迎えました。我が国漁業を取り巻く状況は、昨今の海洋環境の激変に加え、大規模な赤潮や台風など自然災害が頻発するなど厳しさが増しており、不漁や自然災害など様々な事象による損失を補填し経営を下支えする漁業共済制度はますます重要となっております。

漁業災害補償法については、本改正が9回目の改正となり、その時々ニーズに合わせて漁業共済制度を改善してきたところですが、平成28（2016）年の前回改正から10年近くが経ち、現場の実態に合わない部分も顕在化してきました。このため、水産庁では、関係団体・関係者の皆様の御意見も伺った上で、本年の通常国会に「漁業災害補償法の一部を改正する法律案」を提出

し、4月25日に国会において可決いただき、5月14日に公布されました。

今回は、この改正法の主要な内容について御説明させていただきます。

1. 海洋環境変化への対応（複合的な漁業の推進に向けた共済の機能強化）

近年の海洋環境の変化等の中で、漁業資源が大きく変動する中、この変動に応じて漁業の複合化を図る漁業者の皆様もおられ、その経営安定の強化が必要となっております。

複合的な漁業の推進に関するものとして、2つの措置を講じました。1つ目の措置は、複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設です。

現行の漁業共済では、漁業種類ごとに契約を締結することで、それぞれの漁業種類の減収を補填することが可能となっております。

しかしながら、漁業者の皆様が漁業の複合化を図る場合でも、個々の漁業種類ごと

に共済加入が必要であり、漁業種類ごとに漁獲金額減少時に共済金が支払われる一方、掛金の総支払額は多くなってしまいます。

このため、従来の漁業種類ごとに締結する契約方式に加え、複数の共済対象の漁業種類をまとめて締結できる契約方式を創設しました。

新たな方式では、複数の漁業種類の間で増減収の相殺効果があることを踏まえ、掛金の割引制度を導入する考えであり、漁業者の皆様ごとに従来の方式と新方式のどちらに加入していただくか、御判断いただきたいと考えています。

2つ目の措置は、共済対象外である漁業種類を主たる漁業種類にまとめて共済でカバーできる特約の追加です。

現行の漁業共済では、漁業種類ごとに保険設計の可否を判断し、十分な保険母数の確保等の要件を満たすものを共済対象としており、漁船を使用しない手拾いのウニ、サザエ等の採貝採藻漁業等については、共済対象外となっています。

他方で、沿岸漁業の一部においては、主たる漁業と副業的に営んでいるウニやサザエ等の採貝採藻漁業とが複合的に営まれている漁業実態があることから、こうした共済対象外の漁業種類が副業的に営まれている場合、主たる漁業である共済対象の漁業種類の生産金額にまとめて算入できる特約を追加しました。

これにより、漁業者の皆様の経営判断

で、これまで共済対象外であった漁業種類についても掛金を追加で支払っていただければ、共済でカバーすることが可能となります。

2. 養殖業の成長産業化への対応（需要に応じた養殖生産に向けた共済の機能強化）

養殖業においては、養殖業成長産業化総合戦略や水産基本計画に基づき、輸出も見据えた国内外の需要に応じた生産等を推進しているところです。

例えば、ブリの海外輸出が順調に伸びていたり、いけすの増設等により、魚類養殖業の一経営体当たりの生産量がこの40年で4倍以上に増えていたり、養殖業の規模は拡大傾向にあります。

こうした変化の中で、現行の養殖共済においては、契約する全体数量単位での損害状況（15%以上）に応じて共済金を支払う仕組みとなっています。

このため、一部の網いけすが甚大な損害を受けた場合でも、損害数量が全体数量の15%未満であれば共済金は支払われません。つまり、同じ損害数量でも、経営規模が大きいほど支払われにくいという現状にあります。

このため、従来の支払方式に加え、網いけす単位での甚大な損害（80%以上を想定）を受けた場合にも共済金を支払う特約

を追加しました。

これにより、漁業者の皆様の経営判断で、より柔軟なリスクヘッジが可能になり、需要に応じた養殖業の推進にも繋がっていくものと考えております。

3. その他の措置

〔漁協単位での加入方式の廃止・共済金の支払抑制の特例の廃止〕

共済への加入促進の目的で導入した漁協単位での加入方式については、導入から35年強が経過する中で、共済加入率が大幅に向上したことや近年は利用実績がないことから廃止しました。

また、人為的な生産増大とこれに伴う価格下落が生じたときに共済金が満額支払われると、共済事業の安定的な運営を損なう懸念があるとして導入された、共済金の支払抑制の特例についても、特例が適用されたのは全体の共済金支払のごく一部であること等から廃止しました。

〔漁業施設共済の再共済機能の強化〕

漁業共済においては、制度の安定化を図るため、都道府県段階の共済組合が漁業者の皆様から共済契約を引き受け、さらに全国連が再共済することにより全国的な危険分散を実施していますが、近年の自然災害の頻発化・大規模化を踏まえ、漁業施設共済の安定に資するよう、全国レベルでの危

険分散の強化を一層図る必要があります。

このため、漁業施設共済の共済金額のうち共済組合が全国連へ再共済に付す割合の上限を、百分の九十から他の漁業共済に相応する程度として百分の九十五へと引き上げました。

(参考 共済組合：全国連＝現行10：90
→見直し後5：95)

〔施行期日〕

改正法の施行期日については、主要な改正事項である1及び2の新たな契約方式や特約に係る改正規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。なお、その他の3つの措置については、本年10月1日から施行したところで

結びに

今回の見直し内容は、漁業者の皆様の選択肢を増やすものであり、それぞれの経営発展に資するものです。本改正の周知と普及が進み、漁業共済制度が漁業者の皆様のセーフティネット措置としてより強固に機能していくことを願っています。関係者の御理解と御協力を賜れば幸甚です。

漁業災害補償法の一部を改正する法律の概要

I 背景

- 現行の漁業共済は、近年の**海洋環境の変化**等によるサンマ、スルメイカ等の不漁など漁業経営の不安定性の増加を踏まえた**複合的な漁業**や、養殖業における**需要に応じた養殖生産**に取り組む漁業者のニーズに対し、十分に答えきれていない状況。
- このため、複合的な漁業に取り組む漁業者のセーフティネットとして①複数の共済対象の**漁業種類をまとめて締結**できる契約方式の創設や、②**共済対象外の漁業種類をカバー**できる特約の追加のほか、養殖業の成長産業化に向けた③**養殖共済の支払要件を緩和**する特約の追加等の措置を実施。

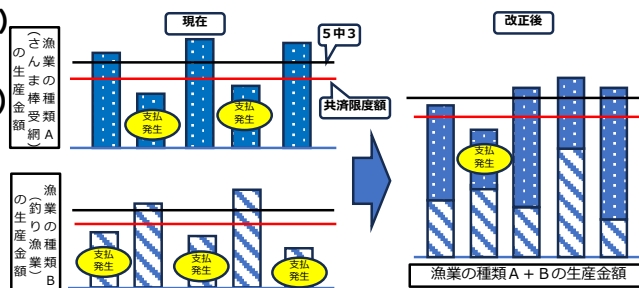
II 法律の概要

1 海洋環境変化への対応（複合的な漁業の推進に向けた共済の機能強化）

（1）複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設

- 共済対象の漁業種類ごとに締結する従来の契約方式に加え、**2以上の共済対象の漁業種類を一括して締結できる契約方式を創設**。（第80条第1項）
- 漁業種類間の増減収の相殺効果を踏まえ**掛金の割引制度を導入**。（第112条第1項）

➡ 漁業者の経営判断で、掛金の抑制が可能に。



（2）共済対象外である漁業種類を主たる漁業種類にまとめて共済でカバーできる特約の追加

- **共済対象外である漁業種類**（ウニ、サザエ等の採貝採藻漁業）が副業的に営まれている場合には、共済対象の主たる漁業種類の生産金額に**まとめて算入することで共済金の支払を可能とする特約を追加**。（第111条第3項）

➡ 漁業者の経営判断で、共済でカバーが可能に。

2 養殖業の成長産業化への対応（需要に応じた養殖生産の推進に向けた共済の機能強化）

網いけす単位での損害状況に応じた共済金の支払方式を加える特約の追加

- 養殖共済に、契約する**全体数量単位**での損害状況（15%以上）に応じ共済金を支払う従来の方式に加え、**網いけす単位**での甚大な損害状況に応じて**も支払う特約を追加**。（第124条第5項）

（※）コスト高の現状を踏まえ、支払額を調整することにより、特約による追加掛金を不要（特約が無い場合と同一掛金）とする方向。

➡ 漁業者の経営判断で、柔軟なリスクヘッジが可能に。



3 その他の措置

- （1）漁協単位で一括契約する加入方式の廃止及び共済金の支払を抑制する特例の廃止。
（第105条及び第125条の3 / 第113条第3項並びに第125条の11第1項及び第2項）
- （2）漁業施設共済の共済金額のうち、共済組合が全国連へ再共済に付す割合の上限の引上げ。
（90/100 → 95/100）（第140条第1項第2号）

※ このほか、第143条第2号の表現を適正化。

III 施行期日

公布の日から起算して1年6月（3は6月）を超えない範囲内において政令で定める日。